

【条例】 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百十一号）

【規則】 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第百四十一号）

【要領】 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領（二四福保高介第一八八二号）

条 例	規 則	要 領
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第三条）</p> <p>第九章 短期入所生活介護</p> <p>第一節 基本方針（第百四十六条）</p> <p>第二節 人員に関する基準（第百四十七条・第百四十八条）</p> <p>第三節 設備に関する基準（第百四十九条・第百五十条）</p> <p>第四節 運営に関する基準（第百五十一条—第百六十七条）</p> <p>第五節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第一款 趣旨及び基本方針（第百六十八条・第百六十九条）</p> <p>第二款 設備に関する基準（第百七十条・第百七十一条）</p> <p>第三款 運営に関する基準（第百七十二条—第百八十条）</p> <p>第六節 共生型短期入所生活介護に関する基準（第百八十条の二・第百八十条の三）</p> <p>第七節 基準該当短期入所生活介護に関する基準（第百八十一条—第百八十七条）</p> <p>第十四章 雑則（第二百七十六条・第二百七十七条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第一項第二号、第七十二条の二第一項各号並びに第七十四条第一項及び第二項の規定に基づき、東京都の区域（八王子市を除く区域をいう。）における指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第九章 短期入所生活介護（第三十一条—第四十七条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百十一号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第一項第二号並びに第七十四条第一項及び第二項の規定に基づく「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百十一号。以下、「居宅条例」という。）及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第百四十一号。以下「居宅規則」という。）に、法第百十五条の四第一項及び第二項の規定に基づく「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」については、東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百十二号。以下「予防条例」という。）及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第百四十二号。以下「予防規則」という。）により定めたところである。この要領は、居宅条例、居宅規則、予防条例及び予防規則の施行について必要な内容を定めるものとする。</p> <p>第一 居宅条例及び予防条例の性格</p> <p>1 居宅条例及び予防条例は、指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。</p> <p>2 指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの事業を行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの指定又は更新は受けられず、また、運営開始後、基準に違反することが明らかになった場合には、①</p>

\* 本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準条例を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>(用語の意義)</p>	<p>(用語)</p>	<p>相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、②相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、③正当な理由が無く、当該勧告に係る措置を採らなかったときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置を採るよう命令することができるものであること。また、③の命令をした場合には事業者名、命令に至った経緯等を公示しなければならない。なお、③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに関する介護報酬の請求を停止させること）ができる。ただし、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものであること。</p> <p>① 次に掲げるときその他の事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき</p> <p>イ 指定居宅サービスの提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき</p> <p>ロ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき</p> <p>② 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき</p> <p>③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき</p> <p>3 運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該事業者から当該事業所について指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が十分に確認されない限り指定を行わないものとする。</p> <p>4 特に、居宅サービスの事業の多くの分野においては、基準に合致することを前提に自由に事業への参入を認めていること等にかんがみ、基準違反に対しては、厳正に対応すべきであること。</p> <p>第二 総論</p> <p>1 事業者指定の単位について</p> <p>事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとする。ただし、同一法人に限り別に定める要件を満たす場合、この限りではない。</p> <p>2 用語の定義</p>
----------------	-------------	--

<p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 居宅サービス事業者 法第八条第一項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。</p> <p>二 指定居宅サービス事業者 法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。</p> <p>三 指定居宅サービス 法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。</p> <p>四 利用料 法第四十一条第一項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る利用者が負担すべき対価をいう。</p> <p>五 居宅介護サービス費用基準額 法第四十一条第四項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該費用の額）をいう。</p> <p>六 法定代理受領サービス 法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合における当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。</p> <p>七 基準該当居宅サービス 法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービスをいう。</p> <p>八 共生型居宅サービス 法第七十二条の二第一項の申請に係る法第四十一条第一項の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。</p> <p>2 前項に掲げるもののほか、この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。</p>	<p>第二条 この規則において「常勤換算方法」とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数の総数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。</p>	<p>居宅条例第二条及び予防条例第二条において、一定の用語についてその定義を明らかにしているところであるが、以下は、同条に定義が置かれている用語について、その意味をより明確なものとするとともに、基準中に用いられている用語であって、定義規定が置かれていないものの意味を明らかにするものである。</p> <p>(1) 「常勤換算方法」</p> <p>当該指定居宅サービス事業所及び指定介護予防サービス事業所の従業者の勤務延時間の総数を、当該事業所の就業規則等において定める常勤の従業者が勤務すべき時間数（週三二時間を下回る時間数を定められている場合は、週三二時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。</p> <p>この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が訪問介護と訪問看護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業者が訪問介護員等と看護師等を兼務する場合、訪問介護員等の勤務延時間数には、訪問介護員等としての勤務時間だけを算入することとなるものであること。</p> <p>ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条第一項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。）第二十三条第一項、同条第三項又は同法第二十四条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、三十時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、一として取り扱うことを可能とする。</p> <p>(2) 「勤務延時間数」</p> <p>勤務表上、当該居宅サービス事業又は介護予防サービス事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者一人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所の就業規則等において定める常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。</p> <p>(3) 「常勤」</p> <p>当該指定居宅サービス事業所又は介護予防サービス事業所における勤務時間が、当該事業所の就業規則等において定める常勤の従業者が勤務すべき時間数（週三二時間を下回る時間数を定められている場合は、週三二</p>
--	---	--

		<p>時間を基本とする。)に達する勤務体制を定められていることをいう。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を週三〇時間として取り扱うことを可能とする。</p> <p>同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられる管理者の職務については、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、一の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定訪問入浴介護事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定訪問入浴介護事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。</p> <p>指定通所リハビリテーション（一時間以上二時間未満に限る）又は指定介護予防通所リハビリテーションが、保険医療機関において医療保険の脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料のいずれかを算定すべきリハビリテーションが同じ訓練室で実施されている場合に限り、専ら当該指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医療保険の脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料のいずれかを算定すべきリハビリテーションに従事して差し支えない。ただし、当該従事者が指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションに従事していない時間帯については、居宅規則第二十八条第一項第二号又は第二項の従事者の員数及び厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示（第九十五号）の第二十四号の三の従業者の合計数に含めない。</p> <p>また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第二条第一号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第二号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講</p>
--	--	---

\* 本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準条例を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

		<p>ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。</p> <p>(4) 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」</p> <p>原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間（指定通所介護及び指定通所リハビリテーションについては、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。ただし、通所介護及び通所リハビリテーションについては、あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従業者と交代する場合には、それぞれのサービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをもって足りるものである。</p> <p>(5) 「前年度の平均値」（居宅規則第三十一条第三項、第四十四条第二項、第五十七条第三項及び第六十一条第三項関係）</p> <p>① 居宅規則第三十一条第三項（指定短期入所生活介護に係る生活相談員、介護職員又は看護職員の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法）、第四十八条第三項（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であって介護療養型医療施設でない指定短期入所療養介護事業所における看護職員又は介護職員の員数を算定する場合の入院患者の数の算定方法）及び第五十七条第三項（指定特定施設における生活相談員、看護職員若しくは介護職員の人員並びに計画作成担当者の人員の標準を算定する場合の利用者の数の算定方法）における「前年度の平均値」は、当該年度の前年度（毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の平均を用いる。この場合、利用者数等の平均は、前年度の全利用者等の延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点第二位以下を切り上げるものとする。ただし、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護については、これらにより難しい合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者数を把握するものとする。</p> <p>② 新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は増床した事業者又は施設においては、新設又は増床分のベッドに関しては、前年度において一年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者数等は、新設又は増床の時点から</p>
--	--	---

\* 本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準条例を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

		<p>六月未満の間は、便宜上、ベッド数の九〇%を利用者数等とし、新設又は増床の時点から六月以上一年未満の間は、直近の六月における全利用者等の延数を六月間の日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から一年以上経過している場合は、直近一年間における全利用者等の延数を一年間の日数で除して得た数とする。また、減床の場合には、減床後の実績が三月以上あるときは、減床後の利用者数等の延数を延日数で除して得た数とする。ただし、短期入所生活介護及び特定施設入居者生活介護については、これらにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者数を推定するものとする。</p> <p>3 指定居宅サービスと指定介護予防サービス等の一体的運営等について</p> <p>指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスに該当する各事業を行う者が、指定介護予防サービス等又は基準該当介護予防サービス等に該当する各事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスの各事業と指定介護予防サービス等又は基準該当介護予防サービス等の各事業とが同じ事業所で一体的に運営されている場合については、介護予防における各基準を満たすことによつて、基準を満たしているとみなすことができる等の取扱いを行うことができることとされたが、その意義は次のとおりである。</p> <p>例えば、訪問介護においては、指定居宅サービスにおいても、第一号訪問事業（指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下同じ。）においても、訪問介護員等を常勤換算方法で二・五人以上配置しなければならないとされているが、同じ事業所で一体的に運営している場合には、合わせて常勤換算方法で五人以上を置かなければならないという趣旨ではなく、常勤換算方法で二・五人以上配置していることで、指定居宅サービスに該当する訪問介護も、第一号訪問事業も、双方の基準を満たすこととするという趣旨である。</p> <p>設備、備品についても同様であり、例えば、定員三〇人の指定通所介護事業所においては、機能訓練室の広さは <math>30 \text{ 人} \times 3 \text{ m}^2 = 90 \text{ m}^2</math> を確保する必要があるが、この三〇人に第一号通所事業（指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下同じ。）の利用者も含めて通算することにより、要介護者一五人、要支援者一五人であっても、あるいは要介護者二〇人、要支援者一〇人の場合であっても、合計で九〇<math>\text{m}^2</math> が確保されていれば、基準を満たすこととするという趣旨である。</p> <p>要するに、人員についても、設備、備品についても、同一の事業所で一体的に運営する場合にあっては、例えば、従前から、指定居宅サービス事業を行っている者が、従来どおりの体制を確保していれば、指定介護予防サービス等の</p>
--	--	---

<p>(指定居宅サービスの事業の一般原則)</p> <p>第三条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定居宅サービスの提供に努めなければならない。</p> <p>2 指定居宅サービス事業者は、地域との結び付きを重視した運営を行い、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第九章 短期入所生活介護 第一節 基本方針</p> <p>(基本方針)</p> <p>第百四十六条 指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護」という。）の事業は、利用者が要介護状態となった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第二節 人員に関する基準</p> <p>(従業者の配置の基準)</p> <p>第百四十七条 指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに指定短期入所生活介護の提供に当たる次に掲げる従業者（以下この節から第五節までにおいて「短期入所生活</p>	<p style="text-align: center;">第九章 短期入所生活介護</p> <p>(従業者の配置の基準)</p> <p>第三十一条 条例第百四十七条第一項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる短期入所生活介護従業者（同項に規定する短期入所生活介護従業者をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。ただし、利用定員（条例第百四十九条第一項に規定する利</p>	<p>基準も同時に満たしていると思なすことができるという趣旨である。</p> <p>なお、居宅サービスと介護予防サービスを同一の拠点において運営されている場合であっても、完全に体制を分離して行われており一体的に運営されているとは評価されない場合にあっては、人員についても設備、備品についてもそれぞれが独立して基準を満たす必要があるので留意されたい。</p> <p>また、例えば、指定居宅サービスと緩和した基準による第一号訪問事業等を一体的に運営する場合には、緩和した基準による第一号訪問事業等については、区市町村がサービス内容等に応じて基準を定められるが、例えば、サービス提供責任者であれば、要介護者数で介護給付の基準を満たす必要があるので留意されたい。</p> <p style="text-align: center;">第三 介護サービス 八 短期入所生活介護</p> <p>1 人員に関する基準（居宅条例第百四十七条及び第百四十八条、居宅規則第三十一条）</p> <p>(1) 従業者の員数</p> <p>① 居宅規則第三十一条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームとは、入所者に利用されていない居室又はベッドを利用して指定短期入所生活介護を行う特別養護老人ホームを意味するものである。</p>
--	--	---

<p>介護従業者」という。)を規則で定める基準により置かなければならない。</p> <p>一 医師</p> <p>二 生活相談員</p> <p>三 介護職員又は看護師若しくは准看護師 (以下この章において「看護職員」という。)</p> <p>四 栄養士</p> <p>五 機能訓練指導員</p> <p>六 調理員その他の従業者</p>	<p>用定員をいう。以下この条から第三十三条まで及び第三十六条において同じ。)が四十人を超えない指定短期入所生活介護事業所で他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより、当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営が見込まれる場合であって、利用者(条例第百四十九条第一項に規定する利用者をいう。以下この条及び第三十三条において同じ。)の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士を置かないことができる。</p> <p>一 医師 一人以上</p> <p>二 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一以上</p> <p>三 介護職員又は看護職員(条例第百四十七条第一項第三号に規定する看護職員をいう。以下この章において同じ。) 常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上</p> <p>四 栄養士 一人以上</p> <p>五 機能訓練指導員 一人以上</p> <p>六 調理員その他の従業者 当該指定短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定短期入所生活介護事業所が、特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)であって、その全部又は一部が当該特別養護老人ホームの入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものである場合における短期入所生活介護従業者の員数は、利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における同法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数となるために必要な数以上とする。</p> <p>3 第一項に規定する利用者の数は、前年度の平均数を用いるものとする。ただし、新規に指定短期入所生活介護事業者の指定を受ける場合は、推定数によるものとする。</p> <p>4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム(老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。)、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護(法第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。)、地域密着型特定施設入居者生活介護(法第八条第二十項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。)又は介護予防特定施設入居者生活介護(法第八条の二第九項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。)の指定を受けている施設(以下「特別養護老人ホーム等」という。)に併設される指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの(以下「併設事業所」という。)については、老人福祉法、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる短期入所生活介護従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数を置くこととする。</p> <p>5 第一項第二号に規定する生活相談員のうち一</p>	<p>② 併設事業所については、</p> <p>イ 居宅規則第三十一条第四項の「特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われる」とは、併設本体施設の事業に支障が生じない場合で、かつ、夜間における介護体制を含めて指定短期入所生活介護を提供できる場合である。</p> <p>ロ 医師、栄養士及び機能訓練指導員については、併設本体施設に配置されている場合であって当該施設の事業に支障を来さない場合は兼務させて差し支えない。</p> <p>ハ 生活相談員、介護職員及び看護職員の員数については、併設されているのが特別養護老人ホームである場合には、特別養護老人ホームとして確保すべき員数と指定短期入所生活介護事業所として確保すべき員数の合計を、特別養護老人ホームの入所者と併設事業所の利用者の数とを合算した数について常勤換算方法により必要とされる従業者の数とするものである。例えば、入所者五〇人、利用者一〇人の場合の看護・介護職員の員数は、<math>50 \div 3 = 17</math>(端数切り上げ)と<math>10 \div 3 = 4</math>(端数切り上げ)の合計で二一人となるのではなく、<math>(50 + 10) \div 3 = 20</math>人となる。</p> <p>ニ また、併設されているのが特別養護老人ホームでない場合も、従業者の員数の計算上、特別養護老人ホームの場合と同様の端数の処理を行うことができるものとする。例えば、特定施設に併設されている場合で、特定施設入居者生活介護の利用者が一一〇人、短期入所生活介護の利用者が二〇人である場合の生活相談員の員数は、<math>110 + 20 = 130</math>人について計算するため、合計で二人ということとなる。</p> <p>③ ユニット型指定短期入所生活介護事業所と指定短期入所生活介護事業所(ユニット型指定短期入所生活介護事業所を除く)が併設され一体的に運営される場合、生活相談員の員数については、ユニット型指定短期入所生活介護事業所として確保すべき員数と指定短期入所生活介護事業所として確保すべき員数の合計を、それぞれの事業所の利用者を合算した数について常勤換算方法により必要とされる従業者の数とするものである。</p> <p>(2) 生活相談員(居宅規則第三十一条第一項第二号)</p> <p>生活相談員については、東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年東京都条例第四十号)第五条第二項に定める生活相談員に準ずるものとする。</p> <p>(3) 看護職員</p> <p>居宅規則第三十一条第六項に規定する「密</p>
---	--	--

\* 本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準条例を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>2 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第二百二十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第二百二十八条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第二百二十九条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。</p> <p>（管理者）</p> <p>第四百四十八条 指定短期入所生活介護事業者は、各指定短期入所生活介護事業所において指定短期入所生活介護事業所を管理する者（以下この条及び第二百五十六条において「管理者」という。）を置かなければならない。</p> <p>2 管理者は、専ら当該指定短期入所生活介護事業所の管理に係る職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定短期入所生活介</p>	<p>人以上は常勤の者でなければならない。また、同項第三号に規定する介護職員又は看護職員のうち一人以上は常勤の者でなければならない。ただし、利用定員が二十人未満である併設事業所の場合は、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤の者としなければならないことができる。</p> <p>6 指定短期入所生活介護事業者は、第一項第三号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要があるときは、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。</p> <p>7 第一項第五号に規定する機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とする。</p> <p>8 第一項第五号に規定する機能訓練指導員は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができる。</p>	<p>接な連携」とは、以下のいずれも満たしている場合のことをいう。</p> <p>① 病院等（病院、診療所又は訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、同項に規定する併設本体施設を含む。）をいう。②及び③において同じ。）の看護職員が必要に応じて指定短期入所生活介護事業所の利用者の健康状態の確認を行っていること。</p> <p>② 病院等において、指定短期入所生活介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などが確保されていること。また、指定短期入所生活介護事業所において、病院等からの適切な指示等を受けすることができる体制が確保されていること。</p> <p>③ 病院等及び指定短期入所生活介護事業所において、指定短期入所生活介護事業所と連携を行う看護職員が十分な休憩時間を確保できるよう徹底していること。</p> <p>(4) 機能訓練指導員（居宅規則第三十一条第一項第五号）</p> <p>機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で六月以上機能訓練指導員に従事した経験を有する者に限る。）とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が行っても差し支えない。</p> <p>(5) 栄養士</p> <p>居宅規則第三十一条第一項ただし書に規定する「他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないとき」とは、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士との兼務や地域の栄養指導員（健康増進法第十九条に規定する栄養指導員をいう。）との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている場合である。</p> <p>(6) 管理者</p> <p>指定短期入所生活介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものである。ただし、以下の場合であつて、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。</p> <p>① 当該指定短期入所生活介護事業所の短期入所生活介護従業者としての職務に従</p>
--	--	---

\* 本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準条例を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p style="text-align: center;">第三節 設備に関する基準 (利用定員等)</p> <p>第百四十九条 指定短期入所生活介護事業所の利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者をいう。次条及び第百六十四条において同じ。）の数の上限をいう。次項及び次節において同じ。）等は規則で定める基準を満たさなければならない。</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第百三十一条第一項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">(設備及び備品等)</p> <p>第百五十条 指定短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、規則で定める指定短期入所生活介護事業所の建物の場合は、準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。</p>	<p style="text-align: center;">(利用定員等の基準)</p> <p>第三十二条 条例第百四十九条第一項に規定する規則で定める基準は、二十人以上とし、指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けることとする。ただし、前条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである指定短期入所生活介護事業所の場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、指定短期入所生活介護事業所が、併設事業所である場合、又は指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護事業所を除く。）とユニット型指定短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営が行われるものであって、これらの利用定員の総数が二十人以上である場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の利用定員を二十人未満とすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(設備の基準)</p> <p>第三十三条 条例第百五十条第一項ただし書に規定する規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての建物であることとする。</p> <p>一 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（次号及び第三十八条において「居室等」という。）を二階及び地階のいずれにも設けないこと。</p> <p>二 居室等を二階又は地階に設ける場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>イ 当該指定短期入所生活介護事業所の所在</p>	<p>事する場合</p> <p>② 同一敷地内にある等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、併設される訪問系サービスの事業所のサービス提供を行う従業者との兼務は一般的には管理業務に支障があると考えられるが、訪問系サービス事業所における勤務時間が極めて限られている職員の場合には、例外的に認められる場合もありうる。）</p> <p>2 設備に関する基準（居宅条例第百四十九条及び第百五十条、居宅規則第三十二条及び第三十三条）</p> <p>(1) ユニット型指定短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業（ユニット型指定短期入所生活介護の事業を除く。）との一体的運営について</p> <p>ユニット型指定短期入所生活介護事業所と指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護の事業を除く。）が併設され一体的に運営される場合であって、それらの利用定員の総数が二〇人以上である場合にあっては、その利用定員を二〇人未満であってもよいものとして取扱うことができることとされたが、「併設され一体的に運営される場合」とは、併設ユニット型指定短期入所生活介護の事業に支障が生じない場合で、かつ、夜間における介護体制を含めて指定短期入所生活介護を提供できる場合である。</p> <p>(2) 指定短期入所生活介護事業所の建物は、利用者が身体的、精神的に障害を有する者であることに鑑み、利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除き耐火建築物としなければならない。ただし、利用者の日常生活に充てられる居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室（以下「居室等」という。）を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない建物については、準耐火建築物とすることができる。また、居室等を二階又は地階に設ける場合であっても、居宅規則第三十三条第一項第二号に掲げる要件を満たし、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認められる場合には、準耐火建築物とすることができる。</p> <p>(3) 居宅規則第三十三条第一項第二号に掲げる要件については、厚生労働省老健局長通知「構造改革特別区域における「特別養護老人</p>
---	---	--

\* 本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準条例を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認められた指定短期入所生活介護事業所の建物の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <p>3 指定短期入所生活介護事業所は、次に掲げる設備を規則で定める基準により設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該社会福祉施設等及び当該指定短期入所生活介護事業所の効率的な運営が見込まれる場合であって、かつ、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備（居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除く。）を設けないことができ</p>	<p>地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長。第三十八条において同じ。）又は消防署長と協議の上、条例第六十七条において準用する条例第一百条第一項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を可能とするために必要な事項を定めること。</p> <p>ロ 条例第六十七条において準用する条例第一百条第一項に規定する訓練は、イに規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。</p> <p>2 条例第一百五十五条第二項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。</p> <p>一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃材料の使用、調理室等の火災が発生するおそれがある箇所への防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制の整備により、円滑な消火活動が可能なるものであること。</p> <p>三 避難口の増設、搬送を容易に行うための幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難を可能とする構造であつて、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。</p> <p>3 併設事業所については、当該併設事業所及び併設本体施設の効率的な運営が見込まれる場合であつて、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の条例第一百五十五条第三項に規定する設備（居室を除く。）を指定短期入所生活介護の事業の用に供することをもって、同項に規定する設備の基準を満たすことに代えることができる。</p> <p>4 第三十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである指定短期入所生活介護事業所については、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することをもって、条例第一百五十五条第三項及び第四項第一号に規定する設備の基準を満たすことに代えることができる。</p> <p>5 条例第一百五十五条第三項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p>	<p>ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業」の全国展開について」（平成二十四年三月三十日付老発〇三三〇第三号）の規定（第三留意事項）の定めに従うものとする</p> <p>(4) 居宅条例第一百五十五条第二項における「火災に係る利用者の安全性が確保されている」と認めるときは、次の点を考慮して判断されたい。</p> <p>① 居宅規則第三十三条第二項各号の要件のうち、満たしていないものについても、一定の配慮措置が講じられていること。</p> <p>② 日常における又は火災時の火災に係る安全性の確保が、利用者が身体的、精神的に障害を有する者であることに鑑みてなされていること。</p> <p>③ 管理者及び防火管理者は、当該指定短期入所生活介護事業所の建物の燃焼性に対する知識を有し、火災の際の危険性を十分認識するとともに、職員等に対して、火気の取扱いその他火災予防に関する指導監督、防災意識の高揚に努めること。</p> <p>④ 定期的に行うこととされている避難等の訓練は、当該短期入所生活介護事業所の建物の燃焼性を十分に勘案して行うこと。</p> <p>(5) 指定短期入所生活介護事業所の設備は、当該指定短期入所生活介護の運営上及びサービス提供上当然設けなければならないものであるが、同一敷地内に他の社会福祉施設が設置されている場合等であつて、当該施設の設備を利用することにより指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営が図られ、かつ、当該指定短期入所生活介護事業所の利用者及び当該施設の入所者のサービス提供に支障がない場合には、利用者が日常継続的に使用する設備以外の調理室等の設備について、その一部を設けないことができる。なお、</p>
--	--	--

\* 本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準条例を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>る。</p> <p>一 居室</p> <p>二 食堂</p> <p>三 機能訓練室</p> <p>四 浴室</p> <p>五 便所</p> <p>六 洗面設備</p> <p>七 医務室</p> <p>八 静養室</p> <p>九 面談室</p> <p>十 介護職員室</p> <p>十一 看護職員室</p> <p>十二 調理室</p> <p>十三 洗濯室又は洗濯場</p> <p>十四 汚物処理室</p> <p>十五 介護材料室</p> <p>4 前三項に規定するもののほか、指定短期入所生活介護事業所の設備の基準は、次に定めるところによる。</p> <p>一 廊下の幅は、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）とすること。ただし、既存建物の改修により整備した指定短期入所生活介護事業所であつて、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>三 階段の傾斜は緩やかにすること。</p> <p>四 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p> <p>五 居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。</p> <p>5 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第百三十二条第一項から第四項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たすもの</p>	<p>一 居室</p> <p>イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。</p> <p>ロ 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。</p> <p>ハ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。</p> <p>二 食堂及び機能訓練室</p> <p>それぞれ必要な広さを有するものとし、合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供及び機能訓練を行う場合において、当該食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。</p> <p>三 浴室</p> <p>要介護者の入浴に適したものとすること。</p> <p>四 便所</p> <p>要介護者の使用に適したものとすること。</p> <p>五 洗面設備</p> <p>要介護者の使用に適したものとすること。</p>	<p>指定短期入所生活介護事業者が利用する他の施設の当該設備については、本基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(6) 便所等面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮するものとする。</p> <p>(7) 短期入所生活介護事業所における廊下の幅は、利用者の身体的、精神的特性及び非常災害時における迅速な避難、救出の確保を考慮して定められたものである。なお、「中廊下」とは、廊下の両側に居室、静養室等利用者の日常生活に使用する設備のある廊下をいう。</p> <p>(8) 指定短期入所生活介護事業所に設置する傾斜路は、利用者の歩行及び輸送車、車椅子等の昇降並びに災害発生時の避難、救出に支障がないようその傾斜はゆるやかにし、表面は、粗面又はすべりにくい材料で仕上げるものとする。</p> <p>(9) 調理室には、食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けるものとする。</p> <p>(10) 汚物処理室は、他の設備と区別された一定のスペースを有すれば足りるものである。</p> <p>(11) 焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、静養室、食堂及び調理室から相当の距離を隔てて設けるものとする。</p> <p>(12) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備（居宅条例第百五十条第四項第四号）については、指定通所介護に係る居宅条例第百一条第一項と同趣旨であるため、第三の六の2の(3)を参照されたい。</p> <p>(13) 経過措置（居宅条例附則第二項及び居宅規則附則第二項）</p> <p>東京都条例の施行の際現に存する老人短期入所事業を行っている施設又は老人短期入所施設（基本的な設備が完成されているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、設備基準のうち一の居室の定員に関する基準（四人以下）、利用者一人当たりの床面積に関する基準（一〇・六五平方メートル以上）、食堂及び機能訓練室の面積に関する基準（三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上）並びに構造設備の基準（廊下の幅の基準、常夜灯の設置、傾斜路の設置等）を適用しないものである。</p>
--	--	---

\* 本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準条例を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>とみなす。</p> <p>第四節 運営に関する基準 (運営規程)</p> <p>第百五十一条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 利用定員（規則で定める場合を除く。）</p> <p>四 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>五 通常の送迎の実施地域（当該指定短期入所生活介護事業所が通常時に指定短期入所生活介護の利用者の送迎を行う地域をいう。）</p> <p>六 指定短期入所生活介護の利用に当たっての留意事項</p> <p>七 緊急時等における対応方法</p> <p>八 非常災害対策</p> <p>九 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>十 その他運営に関する重要事項</p> <p>(対象者等)</p> <p>第百五十二条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供するものとする。</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者等との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第三十四条 条例第百五十一条第三号に規定する規則で定める場合は、指定短期入所生活介護事業所が、第三十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合とする。</p>	<p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) 運営規程</p> <p>居宅条例第百五十一条は、指定短期入所生活介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定短期入所生活介護の提供を確保するため、同条第一号から第十号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定短期入所生活介護事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。</p> <p>① 利用定員（第三号）</p> <p>利用定員は、指定短期入所生活介護の事業の専用の居室のベッド数と同数とすること。</p> <p>② 指定短期入所生活介護の内容（第四号）</p> <p>「指定短期入所生活介護の内容」については、送迎の有無も含めたサービスの内容を指すものであること（居宅条例第百九十一条第三号についても同趣旨）。</p> <p>③ 通常の送迎の実施地域（第五号）</p> <p>通常の送迎の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の送迎の実施地域は、送迎に係る費用の徴収等の目安であり、当該地域以外の地域に居住する被保険者に対して送迎が行われることを妨げるものではないものであること（居宅条例第百九十一条第四号についても同趣旨）。</p> <p>④ 指定短期入所生活介護の利用に当たっての留意事項（第六号）</p> <p>利用者が指定短期入所生活介護の提供を受ける際の、利用者側が留意すべき事項（入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等）を指すものであること（居宅条例第百九十一条第五号及び第二百二十一条第六号についても同趣旨）。</p> <p>⑤ その他運営に関する重要事項（第十号）</p> <p>当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。</p> <p>(2) 対象者（居宅条例第百五十二条）</p> <p>居宅条例第百五十二条第二項は、利用者が指定短期入所生活介護の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前か</p>
--	--	---

\* 本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準条例を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第百五十三条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について当該利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 第十二条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第百五十四条 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定短期入所生活介護事業者は、前二項に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p>	<p>(利用料等の内容)</p> <p>第三十五条 条例第百五十四条第三項に規定する規則で定める費用の額は、次に掲げるとおりとし、第一号から第四号までに定める費用の額については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）</p>	<p>ら終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならないこととしたものである。</p> <p>(3) 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>居宅条例第百五十三条第一項は、指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所生活介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定短期入所生活介護事業所の運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等（当該指定短期入所生活介護事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。）の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定短期入所生活介護の提供を受けること（サービス内容及び利用機関等を含む）につき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定短期入所生活介護事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。</p> <p>(4) 利用料等の受領</p> <p>① 居宅条例第百五十四条第一項及び第二項の規定は、指定訪問介護に係る第二十四条第一項及び第二項の規定と同趣旨であるため、第三の一の3の(17)の①及び②を参照されたい。</p> <p>② 居宅条例第百五十四条第三項は、指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に関して、</p> <p>イ 食事の提供に要する費用（法第五十一条の二第一項又は法第六十一条の二第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額（法第五十一条の二第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費等が利用者に代わり当該</p>
--	--	--

<p>4 指定短期入所生活介護事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。ただし、規則で定める費用については、文書による同意を得るものとする。</p> <p>(指定短期入所生活介護の取扱方針)</p>	<p>二 滞在に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>三 利用者が選定する特別な居室の提供に伴い必要となる費用</p> <p>四 利用者が選定する特別な食事の提供に伴い必要となる費用</p> <p>五 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）</p> <p>六 理美容に要する費用</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護として提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、かつ、当該利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>2 条例第百五十四条第四項ただし書に規定する規則で定める費用は、前項第一号から第四号までに掲げる費用とする。</p>	<p>指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>ロ 滞在に要する費用（法第五十一条の二第一項の規定により特定入所者介護サービス費等が利用者に支給された場合は、法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（法第五十一条の二第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費等が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>ハ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>ニ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>ホ 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）</p> <p>ヘ 理美容代</p> <p>ト 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものについては、前二項の利用料のほかに利用者から支払を受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。なお、イからニまでの費用については、指針及び厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成十二年厚生省告示第百二十三号。以下「特別な居室等の基準等」という。）の定めるところによるものとし、トの費用の具体的な範囲については、厚生省通知「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成十二年老企第五十四号）」に通知するところによるものとする。</p> <p>③ 居宅条例第百五十四条第四項は、指定短期入所生活介護事業者は、同条第三項の費用の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対して、その額等を記載した書類を交付して、説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととしたものである。また、居宅規則第三十五条第一項第一号から第四号までの利用料に係る同意については、文書によって得なければならないこととしたものである。</p>
---	---	---

<p>第百五十五条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。</p> <p>2 指定短期入所生活介護は、相当期間にわたり継続して入所する利用者については、次条第一項に規定する短期入所生活介護計画に基づき、画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。</p> <p>3 短期入所生活介護従業者は、利用者又はその家族に対し、指定短期入所生活介護の提供方法等について、説明を行わなければならない。</p> <p>4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該指定短期入所生活介護の提供を受ける利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</p> <p>5 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由を記録しなければならない。</p> <p>6 指定短期入所生活介護事業者は、提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。</p> <p>（短期入所生活介護計画の作成）</p> <p>第百五十六条 管理者は、相当期間にわたり継続して入所することが予定される利用者については、当該利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの当該利用者が利用する指定短期入所生活介護の継続性に配慮し、短期入所生活介護従業者と協議の上、指定短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的な指定短期入所生活介護の内容等を記載した短期入所生活介護計画（以下この条において「短期入所生活介護計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>2 管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、当該短期入所生活介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。</p> <p>3 管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。</p>		<p>(5) 指定短期入所生活介護の取扱方針</p> <p>① 居宅条例第百五十五条第二項で定める「相当期間」とは、概ね四日以上連続して利用する場合を指すこととするが、四日未満の利用者にあっても、利用者を担当する居宅介護支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の短期入所生活介護計画を作成した利用者準じて、必要な介護及び機能訓練等の援助を行うものとする。</p> <p>② 同条第三項で定める指定短期入所生活介護の提供方法等とは、短期入所生活介護計画の目標及び内容や利用期間内の行事及び日課等も含むものである。</p> <p>③ 同条第四項及び第五項は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合であっても、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、居宅条例第百六十六条第二項の規定に基づき、当該記録は、二年間保存しなければならない。</p> <p>(6) 短期入所生活介護計画の作成</p> <p>① 居宅条例第百五十六条で定める短期入所生活介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましいものである。</p> <p>② 短期入所生活介護計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならない。</p> <p>なお、短期入所生活介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該短期入所生活介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。</p> <p>③ 短期入所生活介護計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得な</p>
--	--	--

<p>(介護)</p> <p>第五十七条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、必要な技術をもって行われなければならない。</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者は、一週間に二回以上、利用者を入浴させ、又は清しきするとともに、利用者の心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な援助を行い、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。</p> <p>3 指定短期入所生活介護事業者は、前二項に規定するもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の介護を適切に行わなければならない。</p> <p>4 指定短期入所生活介護事業者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。</p> <p>5 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。</p>		<p>ればならず、また、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>なお、交付した短期入所生活介護計画は、居宅条例第百六十六条第二項の規定に基づき、二年間保存しなければならない。</p> <p>④ 短期入所生活介護計画の作成に当たっては、居宅サービス計画を考慮しつつ、利用者の希望を十分勘案し、利用者の日々の介護状況に合わせて作成するものとする。</p> <p>⑤ 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定短期入所生活介護事業者については、第三の一の三の(20)の⑥を準用する。</p> <p>この場合において、「訪問介護計画」とあるのは「短期入所生活介護計画」と読み替える。</p> <p>(7) 介護</p> <p>① 居宅条例第五十七条で定める介護サービスの提供に当たっては、利用者の人格に十分配慮し、在宅生活へ復帰することを念頭において行うことが基本であり、そのためには、利用者の家庭環境等を十分踏まえて、自立している機能の低下が起きないようにするとともに残存機能の維持向上が図られるよう、適切な技術をもって介護サービスを提供し、又は必要な支援を行うものとする。</p> <p>② 入浴は、利用者の心身の状況や自立支援を踏まえて、適切な方法により実施するものとする。なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めるものとする。</p> <p>③ 排せつの介護は、利用者の心身の状況や排せつ状況などを基に、自立支援を踏まえて、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとする。</p> <p>④ 利用者がおむつを使用せざるを得ない場合には、その心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、おむつ交換は、頻繁に行えばよいということではなく、利用者の排せつ状況を踏まえて実施するものとする。</p> <p>⑤ 同条第三項は、短期間の入所ではあるが、生活にメリハリをつけ、生活面での積極性を向上させる観点から、一日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容など利用者の心身の状況に応じた日常生活上の世話を適切に行うべきことを定めたものである。</p> <p>⑥ 同条第四項の「常時一人以上の介護職員を介護に従事させ」とは、夜間を含めて適切な介護を提供できるように介護職員の勤務体制を定めておかななければならないことを規定したものである。</p> <p>なお、介護サービスの提供に当たっては、提供内容に応じて、職員体制を適切に組むものとする。</p>
--	--	--



<p>(相談及び援助)</p> <p>第六十一条 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p> <p>(その他のサービスの提供)</p> <p>第六十二条 指定短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、必要に応じ、利用者のためのレクリエーションその他交流行事を行わなければならない。</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第六十三条 短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関（当該指定短期入所生活介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。）への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第六十四条 指定短期入所生活介護事業者は、規則で定める利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 利用者の状況又は利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する規則で定める利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。</p>	<p>(利用者数)</p> <p>第三十六条 条例第六十四条第一項に規定する規則で定める利用者数は、次の各号に掲げる指定短期入所生活介護事業所の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 第三十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである指定短期入所生活介護事業所 当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>二 前号に該当しない指定短期入所生活介護事業所 利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数</p>	<p>(11) 相談及び援助</p> <p>居宅条例第六十一条に定める相談及び援助は、常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとることにより、積極的に利用者の在宅生活の向上を図ることを趣旨とするものである。</p> <p>(12) その他のサービスの提供</p> <p>居宅条例第六十二条に定めるレクリエーションその他交流行事は、(9)の趣旨を踏まえて行うものとする。</p> <p>(13) 緊急時等の対応</p> <p>居宅条例第六十三条は、短期入所生活介護従業者が現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医又はあらかじめ当該指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものであるが、協力医療機関については、次の点に留意するものとする。</p> <p>① 協力医療機関は、緊急時等に速やかに対応できるよう、指定短期入所生活介護事業所から近距離にあることが望ましいものであること。</p> <p>② 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。</p> <p>(14) 定員の遵守</p> <p>指定短期入所生活介護事業者は、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合には、指定短期入所生活介護事業所の利用定員を超えて指定短期入所生活介護を行うことができることとしているが、利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないと認められる場合においても、利用者数を超えて指定短期入所生活介護を行うことが認められるものである。</p> <p>この場合、居室以外の静養室において指定短期入所生活介護を行うこととしているが、あくまでも、緊急の必要がある場合にのみ認められるものであり、当該利用者に対する指定短期入所生活介護の提供は七日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は十四日）を限度に行うものとする。</p> <p>なお、指定短期入所生活介護事業所の利用</p>
---	---	--

\*本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準条例を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>(地域等との連携)</p> <p>第百六十五条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第百六十六条 指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 短期入所生活介護計画</p> <p>二 次条において準用する第二十三条第二項に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録</p> <p>三 第百五十五条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録</p> <p>四 次条において準用する第三十条に規定する区市町村への通知に係る記録</p> <p>五 次条において準用する第三十七条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>六 次条において準用する第三十九条第一項に規定する事故の状況及び処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第百六十七条 第十一条の二、第十三条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条、第二十五条、第三十条、第三十三条から第三十五条まで、第三十六条から第三十八条(第二項を除く。)まで、第三十九条から第四十条まで、第五十一条、第百三条、第百九条及び第百十条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十一条の二第二項及び第三十三条一項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第百三条第三項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第三十七条 第四条、第四条の三及び第十九条の二の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第四条の三第一項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第十九条の二第一項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>定員を超えて受け入れることができる利用者数は、利用定員が四十人未満である場合は一人、利用定員が四十人以上である場合は二人まで認められるものであり、定員超過利用による減算の対象とはならない。</p> <p>(15) 地域等との連携</p> <p>居宅条例第百六十五条は、指定短期入所生活介護の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、指定短期入所生活介護事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。</p> <p>(16) 記録の整備</p> <p>居宅条例第百六十六条第二項は、指定短期入所生活介護事業者が同項各号に規定する記録を整備し、二年間保存しなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等)により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。</p> <p>(17) 準用</p> <p>居宅条例第百六十七条の規定により、居宅条例第十一条の二、第十三条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条、第二十五条、第三十条、第三十三条から第三十五条まで、第三十六条から第三十八条(第二項を除く。)まで、第三十九条から第四十条まで、第五十一条、第百三条、第百九条及び第百十条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用されるものであるため、第三の一の3の(7)、(9)から(13)まで、(16)、(18)、(21)、(24)、(25)及び(27)から(32)まで、第三の二の3の(1)並びに第三の六の3の(2)、(6)及び(7)を参照されたい。この場合において、準用される居宅条例第百三条については、</p> <p>イ 指定短期入所生活介護事業所ごとに、短期入所生活介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係等を勤務表上明確にし、人員に関する基準が満たされていることを明らかにする必要があるものであること。併設の指定短期入所生活介護事業所については、本</p>
---	--	---

<p>第五節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第一款 趣旨及び基本方針</p> <p>(趣旨)</p> <p>第百六十八条 第一節、第三節及び前節の規定にかかわらず、ユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定短期入所生活介護の事業であって、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、当該利用者に対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第百六十九条 ユニット型指定短期入所生活介護</p>		<p>体施設の従業者と併せて勤務表を作成するものとする。空きベッドを利用して指定短期入所生活介護の事業を行う特別養護老人ホームにあっては、当該特別養護老人ホームの従業者について勤務表が作成されていればよいものであること。</p> <p>ロ 職員の職務体制を定めるもののうち、介護職員の勤務形態については、指定短期入所生活介護が短期間の利用とはいえ、そのサービスの内容は、指定介護老人福祉施設である特別養護老人ホームと基本的に同様であることから、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について（昭和六十二年九月十八日社施第一〇七号）」に定める特別養護老人ホームの夜間における勤務形態の取り扱いに準じてその体制を確保すること。</p> <p>また、夜間の介護職員数については、介護老人福祉施設における配置を参考に適切に配置すること。ただし、併設事業所及び居宅規則第三十一条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームについては、本体の事業所等と一体でその取り扱いを行って差し支えないこと。</p> <p>ハ 指定短期入所生活介護事業所の夜間の安全、防災上の管理の観点から、介護職員のほかに宿直員を配置することが望ましいこと。ただし、併設事業所及び居宅規則第三十一条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームについては、本体の事業所等と一体でその取り扱いを行って差し支えないことに留意するものとする。</p> <p>4 ユニット型指定短期入所生活介護の事業</p> <p>(1) 第五節の趣旨</p> <p>「ユニット型」の指定短期入所生活介護の事業は、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うこと、すなわち、生活単位と介護単位とを一致させたケアであるユニットケアを行うことに特徴があり、これまで「居住福祉型」と称してきたものを、その特徴をよりわかりやすく表す観点から改めたものである。</p> <p>こうしたユニット型指定短期入所生活介護の事業におけるケアは、これまでの指定短期入所生活介護の事業におけるケアと大きく異なることから、その基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第一節、第三節及び第四節ではなく、第五節に定めるところによるものである。なお、人員に関する基準については、第二節に定めるところによるので、留意すること。</p> <p>(2) 基本方針</p> <p>居宅条例第百六十九条は、ユニット型指定</p>
---	--	---

<p>の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、指定短期入所生活介護の利用前の居宅における生活と利用中の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>第二款 設備に関する基準 (設備及び備品等)</p> <p>第七十条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定めるユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物の場合は、準耐火建築物とすることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認められたユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <p>3 ユニット型指定短期入所生活介護事業所は、次</p>	<p>(ユニット型指定短期入所生活介護の事業に係る設備の基準)</p> <p>第三十八条 条例第七十条第一項ただし書に規定する規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての建物であることとする。</p> <p>一 居室等を二階及び地階のいずれにも設けないこと。</p> <p>二 居室等を二階又は地階に設ける場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>イ 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と協議の上、条例第一百条第一項（条例第六十七条（条例第八十条において準用する場合に限る。）において準用する場合に限る。）に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を可能とするために必要な事項を定めること。</p> <p>ロ 条例第一百条第一項（条例第六十七条（条例第八十条において準用する場合に限る。）において準用する場合に限る。）に規定する訓練は、イに規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。</p> <p>2 条例第七十条第二項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。</p> <p>一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃材料の使用、調理室等の火災が発生するおそれがある箇所への防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制の整備により、円滑な消火活動が可能なるものであること。</p> <p>三 避難口の増設、搬送を容易に行うための幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難を可能とする構造であつて、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。</p>	<p>短期入所生活介護の事業がユニットケアを行うものであることを規定したものである。</p> <p>その具体的な内容に関しては、居宅条例第七十五条以下に、指定短期入所生活介護の取扱方針、介護、食事など、それぞれについて明らかにしている。</p> <p>(3) 設備の基準（居宅条例第七十条）</p> <p>① ユニットケアを行うためには、利用者の自律的な生活を保障する居室（個室）と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できる共同生活室（居宅での居間に相当する部屋）が不可欠であることから、ユニット型指定短期入所生活介護事業所は、事業所全体を、こうした居室と共同生活室によって一体的に構成される場所（ユニット）を単位として構成し、運営しなければならない。</p> <p>② 居宅条例第七十条第二項は、指定短期入所生活介護に係る居宅条例第五十条第二項と同趣旨であるため、第三の八の2の(4)を参照されたい。</p> <p>③ 居宅条例第七十条第三項第一号に掲</p>
---	---	--

\*本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準条例を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の効率的な運営が見込まれる場合であって、かつ、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用者のサービスの提供に支障がないときは、次に掲げる設備（ユニットを除く。）を設けないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 ユニット</li> <li>二 浴室</li> <li>三 医務室</li> <li>四 調理室</li> <li>五 洗濯室又は洗濯場</li> <li>六 汚物処理室</li> <li>七 介護材料室</li> </ul> <p>4 前項各号の設備のうち、ユニット（居室に限る。）にあつては次に掲げる基準を、その他の設備にあつては規則で定める基準を満たさなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。</li> </ul>	<p>3 特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設ユニット型事業所」という。）については、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「ユニット型事業所併設本体施設」という。）の効率的な運営が見込まれる場合であつて、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇上支障がないときは、当該ユニット型事業所併設本体施設の条例第七十条第三項に規定する設備（ユニットを除く。）をユニット型指定短期入所生活介護の事業の用に供することをもって、同項に規定する設備の基準を満たすことに代えることができる。</p> <p>4 第三十一条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム（東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四十号）第三十三条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であるユニット型指定短期入所生活介護事業所については、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することをもって、条例第七十条第三項及び第五項第一号に規定する設備の基準を満たすことに代えることができる。</p> <p>5 条例第七十条第四項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 ユニット（居室を除く。）</li> <li>イ 共同生活室 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</li> <li>(2) 床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員（条例第七十条第四項第二号に規定する利用定</li> </ul> </li> </ul>	<p>げている「ユニット」は、居室及び共同生活室のほか、洗面設備及び便所を含むものである。</p> <p>④ 利用者が、自室のあるユニットを超えて広がりのある日常生活を楽しむことができるよう、他のユニットの利用者と交流したり、多数の利用者が集まったりすることのできる場所を設けることが望ましい。</p> <p>⑤ ユニット（第四項） ユニットは、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うというユニットケアの特徴を踏まえたものでなければならない。</p>
--	--	---

\* 本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準条例を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>二 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの利用定員（一のユニットにおいて同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第百五十三条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第百五十一条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者をいう。以下この条及び第百七十九条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、原則として十二人以下とするものとする。ただし、利用者の処遇に支障がないと認められる場合は、十五人以下とすることができる。</p> <p>三 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。</p> <p>四 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。</p> <p>5 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の設備の基準は、次に定めるところによる。</p> <p>一 廊下の幅は、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）とすること。ただし、既存建物の改修により整備したユニット型指定短期入所生活介護事業所であつて、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>二 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>三 階段の傾斜は緩やかにすること。</p> <p>四 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p> <p>五 ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。</p>	<p>員をいう。次項及び第四十二条において同じ。）を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p> <p>(3) 必要な設備及び備品を備えること。</p> <p>ロ 洗面設備 各居室又は各共同生活室に適当数設け、要介護者の使用に適したものとすること。</p> <p>ハ 便所 各居室又は各共同生活室に適当数設け、要介護者の使用に適したものとすること。</p> <p>二 浴室 要介護者の入浴に適したものとすること。</p>	<p>⑥ 居室（居宅条例第百七十条第四項及び居宅規則第三十八条第六項）</p> <p>イ 前記①のとおりユニットケアには個室が不可欠なことから、居室の定員は一人とする。ただし、夫婦で居室を利用する場合などサービスの提供上必要と認められる場合は、二人部屋とすることができる。</p> <p>ロ 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けなければならない。</p> <p>この場合、「当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設け」られる居室とは、次の三つをいう。</p> <p>a 当該共同生活室に隣接している居室</p> <p>b 当該共同生活室に隣接してはいないが、aの居室と隣接している居室</p> <p>c その他当該共同生活室に近接して一体的に設けられている居室（他の共同生活室のa及びbに該当する居室を除く。）</p> <p>ハ ユニットの利用定員 ユニット型指定短期入所生活介護事業所は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものであることから、一のユニットの利用定員は、十二人以下とすることを原則とする。</p> <p>ただし、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、利用定員が十五人までのユニットも認めるが、この場合、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和三年東京都規則第七十号。以下「令和三年改正規則」という。）附則第二項の経過措置に従い、第三の八の4の(5)の②に定めるとおり職員を配置するよう努める必要があるので、留意すること。</p> <p>ニ ユニットの利用定員に関する既存事業所の特例 平成十五年四月一日に現に存する指</p>
--	--	--

\* 本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準条例を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>い。</p> <p>6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第百五十三条第一項から第五項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たすものとみなす。</p>		<p>定短期入所生活介護事業所（建築中のものを含む。）が同日において現にユニットを有している（建築中のものを含む。）場合は、当該ユニットについては、前記ハは適用しない。ただし、当該ユニットが改築されたときは、この限りでない。</p> <p>ホ 居室の床面積等</p> <p>ユニット型指定短期入所生活介護事業所では、居室に近い居住環境の下で、居室における生活に近い日常の生活の中でケアを行うため、利用者は長年使い慣れた<sup>なぐす</sup>箆笥などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類される。</p> <p>a ユニット型個室</p> <p>床面積は、一〇・六五平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とすること。</p> <p>b ユニット型個室的多床室（経過措置）</p> <p>令和三年四月一日に現に存するユニット型指定短期入所生活介護事業所（基本的な設備が完成しているものを含み、令和三年四月一日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）において、ユニットに属さない居室を改修してユニットが造られている場合であり、床面積が、一〇・六五平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）であるもの。この場合にあっては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。</p> <p>壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。</p> <p>居室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない居室を設けたとしても個室的多床室としては認められない。</p> <p>また、居室への入口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとはいえず、個室的多床室としては認められないものである。</p> <p>なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室が a の要件を満たしていれば、ユニット</p>
---	--	---

\* 本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準条例を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

		<p>型個室に分類される。</p> <p>⑦ 共同生活室（居宅規則第三十八条第五項第一号イ）</p> <p>イ 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するものでなければならない。このためには、次の二つの要件を満たす必要がある。</p> <p>a 他のユニットの利用者が、当該共同生活室を通過することなく、事業所内の他の場所に移動することができるようになっていること。</p> <p>b 当該ユニットの利用者全員とその介護等を行う従業者が一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、当該共同生活室内を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること。</p> <p>ロ 共同生活室には、要介護者が食事をしたり、談話等を楽しんだりするのに適したテーブル、椅子等の備品を備えなければならない。</p> <p>また、利用者が、その心身の状況に応じて家事を行うことができるようにする観点から、簡易な流し、調理設備を設けることが望ましい。</p> <p>⑧ 洗面設備（居宅規則第三十八条第五項第一号ロ）</p> <p>洗面設備は、居室ごとに設けることが望ましい。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えない。この場合にあつては、共同生活室内の一角所に集中して設けるのではなく、二か所以上に分散して設けることが望ましい。なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えない。</p> <p>⑨ 便所（居宅規則第三十八条第五項第一号ハ）</p> <p>便所は、居室ごとに設けることが望ましい。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えない。この場合にあつては、共同生活室内の一角所に集中して設けるのではなく、二か所以上に分散して設けることが望ましい。なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えない。</p> <p>⑩ 浴室（居宅規則第三十八条第五項第二号）</p> <p>浴室は、居室のある階ごとに設けることが望ましい。</p> <p>⑪ 廊下（居宅条例第一百七十条第五項）</p> <p>ユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、多数の利用者や従業者が日常的に一度に移動することはないことから、廊下の幅の一律の規制を緩和する。</p> <p>ここでいう「廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往</p>
--	--	---

<p>(準用)</p> <p>第七十一条 第四百九条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所について準用する。</p> <p style="text-align: center;">第三款 運営に関する基準</p> <p>(運営規程)</p> <p>第七十二条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 利用定員（規則で定める場合を除く。）</p> <p>四 ユニットの数及び各ユニットの利用定員（規則で定める場合を除く。）</p> <p>五 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>六 通常の送迎の実施地域（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所が通常時に指定短期入所生活介護の利用者の送迎を行う地域をいう。）</p> <p>七 指定短期入所生活介護の利用に当たっての留意事項</p> <p>八 緊急時等における対応方法</p> <p>九 非常災害対策</p> <p>十 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>十一 その他運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第七十三条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定短期入所生活介護を提供することができるよう各ユニット型指定短期入所生活介護事業所において、従業者の勤務体制を定めなければならない。</p> <p>2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、規則で定める配置を行わなければならない。</p>	<p>(ユニット型指定短期入所生活介護の事業に係る運営規程)</p> <p>第三十九条 条例第七十二条第三号及び第四号に規定する規則で定める場合は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所が、それぞれ第三十一条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合とする。</p> <p>(ユニット型指定短期入所生活介護の事業に係る勤務体制の確保等)</p> <p>第四十条 条例第七十三条第二項に規定する規則で定める配置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 昼間は、各ユニットに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</p>	<p>来に支障が生じないと認められる場合」とは、アルコールを設けることなどにより、利用者、従業者等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定している。</p> <p>このほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の廊下の幅については、第三の八の二の(7)を準用する。この場合において、第三の八の二の(7)中「静養室」とあるのは「共同生活室」と読み替えるものとする。</p> <p>⑫ 消火設備その他の非常災害に際して必要となる設備</p> <p>居宅条例第七十条第五項は、指定通所介護に係る居宅条例第一条第一項と同趣旨であるため、第三の六の二の(3)を参照されたい。</p> <p>⑬ ユニット型指定短期入所生活介護事業所の設備については、前記の①から⑫までによるほか、第三の八の二の規定（(7)及び(13)を除く。）を準用する。この場合において、第三の八の二の(2)中「静養室、食堂、浴室及び機能訓練室」とあるのは「共同生活室及び浴室」と、同(11)中「静養室、食堂」とあるのは「共同生活室」と読み替えるものとする。</p> <p>(4) 運営規程</p> <p>① 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>「その他の費用の額」は、居宅条例第七十四条第三項により支払を受けることが認められている費用の額を指すものであること。</p> <p>② 第三の八の三の(1)は、ユニット型指定短期入所生活介護事業者について準用する。この場合において、第三の八の三の(1)中「第五十一条」とあるのは「第七十二条」と、「同条第一号から第九号まで」とあるのは「同条第一号から第十号まで」と、同②中「第四号」とあるのは「第五号」と、同③中「第五号」とあるのは「第六号」と、同④中「第六号」とあるのは「第七号」と、同⑤中「第十号」とあるのは「第十一号」と読み替えるものとする。</p> <p>(5) 勤務体制の確保（居宅条例第七十三条）</p> <p>① ユニット型指定短期入所生活介護事業所において配置を義務付けることとしたユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した職員（以下「研修受講者」という。）を各施設に二名以上配置する（ただし二ユニット以下の施設の場合には、一名でよいこととする。）ほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニット</p>
---	---	---

<p>3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、各ユニット型指定短期入所生活介護事業所において、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者によって指定短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない指定短期入所生活介護については、この限りでない。</p>	<p>二 夜間及び深夜は、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 三 各ユニットに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p>	<p>では、ユニットにおけるケアに責任を持つ（研修受講者でなくても構わない。）職員を決めてもらうことで足りるものとする。 この場合、研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核となることが求められる。 また、ユニットリーダーについて必要とされる研修受講者の数には、当面は、ユニットリーダー以外の研修受講者であって、研修を受講していないユニットリーダーに対して研修で得た知識等を伝達するとともに、ユニットケアに関して指導及び助言を行うことができる者を含めて差し支えない。 ユニット型指定短期入所生活介護事業所（以下(5)において「ユニット型事業所」という。）とユニット型の指定介護老人福祉施設等（以下(5)において「ユニット型施設」という。）が併設されている場合には、研修受講者をそれぞれに二名以上配置する必要はなく、ユニット型事業所及び併設するユニット型施設（併設するユニット型施設が複数ある場合には、そのうちいずれか一施設に限る。）を一体のものとみなして、合計二名以上の研修受講者が配置されていればよいこととする（ただし、ユニット型事業所及び併設するユニット型施設のユニット数の合計が二ユニット以下のときには、一名でよいこととする。）。 ② 令和三年四月一日以降に、利用定員が12人を超えるユニットを整備する場合には、令和三年改正規則附則第二項の経過措置に従い、夜勤時間帯（午後十時から翌日の午前五時までを含めた連続する十六時間をいい、原則として施設ごとに設定するものとする。以下同じ。）を含めた介護職員及び看護職員の配置の実態を勘案し、次のとおり職員を配置するよう努めるものとする。 イ 日勤時間帯の介護職員及び看護職員の配置 ユニットごとに常時一人の配置に加えて、当該ユニットにおいて日勤時間帯（夜勤時間帯に含まれない連続する八時間をいい、原則として施設ごとに設定するものとする。以下同じ。）に勤務する別の従業者の一日の勤務時間数の合計を八で除して得た数が、利用者の数が十三人である場合は0.3以上、十四人である場合は0.4以上、十五人である場合は0.5以上となるように介護職員又は看護職員を配置するよう努めること。 ロ 夜勤時間帯の介護職員及び看護職員の配置 二ユニットごとに一人の配置に加えて、当該二ユニットにおいて夜勤時間帯</p>
---	---	--

<p>4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者（看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第八条第二項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(利用料等の受領)          第七十四条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所</p>		<p>に勤務する別の従業者の一日の勤務時間数の合計を十六で除して得た数が、入居者の合計数が二十五人又は二十六人である場合は0.3以上、二十七人又は二十八人である場合は0.4以上、二十九人又は三十人である場合は0.5以上となるように介護職員又は看護職員を配置するよう努めること。</p> <p>なお、規則第四十条第一号及び第二号に規定する職員配置に加えて介護職員又は看護職員を配置することを努める時間については、日勤時間帯又は夜勤時間帯に属していればいずれの時間でも構わず、連続する時間である必要はない。当該ユニットにおいて行われるケアの内容、入居者の状態等に応じて最も配置が必要である時間に充てるよう努めること。</p> <p>③ 入居定員が十一人又は十二人のユニット（夜間及び深夜は二ユニットで二十一人以上二十四人以下）における勤務体制は、当分の間、規則第四十条第一号及び第二号に規定するとおりとするが、条例第七十三条第一項及び第二項の趣旨を踏まえ、入居者に対し適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、②イ及びロに準じた職員を配置するよう努めること。</p> <p>④ 居宅条例第七十三条第四項の規定は、指定訪問入浴介護に係る居宅条例第五十二条の二第三項と基本的に同趣旨であるため、第三の二の3の(3)③を参照されたい。</p> <p>⑤ 同条第五項の規定は、指定訪問介護に係る居宅条例第十一条第四項の規定と基本的に同趣旨であるため、第三の一の3の(6)④を参照されたい。</p> <p>(6) 利用料等の受領（居宅条例第七十四条）          第三の八の3の(4)は、ユニット型指定短期入所生活介護事業者について準用する。この場合において、第三の八の3の(4)の①中「居宅条例第五十四条第一項及び第二項」とあるのは「居宅条例第七十四条第一項及び第二項」と読み替えるものとする。</p>
---	--	--

<p>生活介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前二項に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。ただし、規則で定める費用については、文書による同意を得るものとする。</p> <p>(指定短期入所生活介護の取扱方針)</p> <p>第七十五条 指定短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じ、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。</p>	<p>(ユニット型指定短期入所生活介護の事業に係る利用料等の内容)</p> <p>第四十一条 条例第七十四条第三項に規定する規則で定める費用の額は、次に掲げるとおりとし、第一号から第四号までに定める費用の額については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>二 滞在に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>三 利用者が選定する特別な居室の提供に伴い必要となる費用</p> <p>四 利用者が選定する特別な食事の提供に伴い必要となる費用</p> <p>五 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）</p> <p>六 理美容に要する費用</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護として提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であつて、かつ、当該利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>2 条例第七十四条第四項ただし書に規定する規則で定める費用は、前項第一号から第四号までに掲げる費用とする。</p>	<p>(7) 指定短期入所生活介護の取扱方針</p> <p>① 居宅条例第七十五条第一項は、第六十九条の基本方針を受けて、利用者へのサービスの提供は、利用者が自律的な日常生活を営むことができるよう支援するものとして行われなければならないことを規定したものである。</p> <p>利用者へのサービスの提供に当たっては、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮することが必要であり、このため従業者は、一</p>
---	---	--

<p>2 指定短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。</p> <p>3 指定短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。</p> <p>4 指定短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該利用者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。</p> <p>5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、利用者又はその家族に対し、指定短期入所生活介護の提供方法等について、説明を行わなければならない。</p> <p>6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該指定短期入所生活介護の提供を受ける利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由を記録しなければならない。</p> <p>8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。</p> <p>（介護）</p> <p>第七十六条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、必要な技術をもって行われなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じ、それぞれの役割を持って行うよう支援しなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない</p>		<p>人一人の利用者について、個性、心身の状況、利用に至るまでの生活歴と其中で培われてきた生活様式や生活習慣を具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助しなければならない。</p> <p>なお、こうしたことから明らかなように、利用者の意向に関わりなく集団で行うゲームや、日常生活動作にない動作を通じた機能訓練など、家庭の中では通常行われなことを行うのは、サービスとして適当でない。</p> <p>② 居宅条例第七十五条第二項は、第六十九条の基本方針を受けて、利用者へのサービスの提供は、利用者がユニットにおいて相互に社会的関係を築くことができるよう、それぞれ役割を持って生活を営めるように配慮して行われなければならないことを規定したものである。</p> <p>このため従業者は、利用者相互の信頼関係が醸成されるよう配慮することが必要であるが、同時に、利用者が他の利用者の生活に過度に干渉し、自律的な生活を損なうことにならないようにすることにも配慮が必要である。</p> <p>（8） 介護</p> <p>① 居宅条例第七十六条第一項は、介護が、第七十五条第一項及び第二項の指定短期入所生活介護の取扱方針を受けた適切な技術をもって行われなければならないことを規定したものである。</p> <p>自律的な日常生活を営むことを支援するという点では、利用者の日常生活上の活動への援助が過剰なものとなることのないよう留意する必要がある。</p> <p>② 居宅条例第七十六条第二項の「日常生活における家事」には、食事の簡単な下準備や配膳、後片付け、清掃やゴミ出しなど、多様なものが考えられる。</p> <p>③ 同条第三項は、入浴が、単に身体の清潔を維持するためだけでなく、利用者が精神的に快適な生活を営む上でも重要なものであることから、こうした観点に照らして</p>
---	--	---

<p>場合は、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。</p> <p>4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な支援を行うとともに、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。</p> <p>5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前各項に規定するもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容その他日常生活上の行為を支援しなければならない。</p> <p>6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。</p> <p>7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。</p> <p>(食事)</p> <p>第一百七十七条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好(し)好を考慮した食事を提供しなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じ、可能な限り自立して食事を行うことができるよう必要な時間を確保しなければならない。</p> <p>4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、利用者の意思を尊重しつつ、共同生活室で食事を行うことを支援しなければならない。</p> <p>(その他のサービスの提供)</p> <p>第一百七十八条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好(し)好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。</p>		<p>適切な方法によりこれを行うこととするとともに、同様の観点から、一律の入浴回数を設けるのではなく、個浴の実施など利用者の意向に応じることができるだけの入浴機会を設けなければならないことを規定したものである。</p> <p>④ ユニット型指定短期入所生活介護事業所における介護については、前記の①から③までによるほか、第三の八の三の(7)の③から⑥までを準用する。この場合において、第三の八の三の(7)の⑤中「同条第三項」とあるのは「第七十六条第五項」と、同⑥中「同条第四項」とあるのは「第七十六第六項」と読み替えるものとする。</p> <p>(9) 食事</p> <p>① 居宅条例第一百七十七条第三項は、第七十五条第一項の指定短期入所生活介護の取扱方針を受けて、食事は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に提供しなければならないこと、また、事業者側の都合で急かしたりすることなく、利用者が自分のペースで食事を摂ることができるよう十分な時間を確保しなければならないことを規定したものである。</p> <p>② 居宅条例第一百七十七条第四項は、第六十九条の基本方針を受けて、利用者の意思を尊重し、また、その心身の状況に配慮した上で、できる限り離床し、共同生活室で食事を摂ることができるよう支援しなければならないことを規定したものである。</p> <p>その際、共同生活室で食事を摂るよう強制することはあつてはならないので、十分留意する必要がある。</p> <p>③ ユニット型指定短期入所生活介護事業所における食事については、前記の①及び②によるほか、第三の八の三の(8)の①から⑦までを準用する。</p> <p>(10) その他のサービスの提供</p> <p>① 居宅条例第一百七十八条第一項は、第七十五条第一項の指定短期入所生活介護の取扱方針を受けて、利用者一人一人の嗜好(し)好を把握した上で、それに応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、同好会やクラブ活動などを含め、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならないことを規定したも</p>
---	--	--

<p>(定員の遵守)</p> <p>第七十九条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、規則で定める利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(準用)</p> <p>第八十条 第五十二条、第五十三条、第五十六条、第五十九条から第六十一条まで、第六十三条及び第六十五条から第六十七条(第三条に係る部分を除く。)までの規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第六十六条第二項第二号中「次条」とあるのは「第八十条において準用する第六十七条」と、同項第三号中「第五十五条第五項」とあるのは「第七十五条第七項」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第八十条において準用する第六十七条」と読み替えるものとする。</p> <p>第六節 共生型短期入所生活介護に関する基準</p> <p>(共生型短期入所生活介護の基準)</p> <p>第八十条の二 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス(次条において「共生型短期入所生活介護」という。)の事業を行う指定短期入所事業者(指定障害福祉サービス等基準条例百一条に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設(障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。)が指定短期入所(指定障害福祉サービス等基準条例第九十七条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。)の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所において指定短期入所を提供する事業者に限る。)は、当該事業に関して規則で定める基準を満たさなければならない。</p>	<p>(ユニット型指定短期入所生活介護の事業に係る利用者数)</p> <p>第四十二条 条例第七十九条に規定する規則で定める利用者数は、次の各号に掲げるユニット型指定短期入所生活介護事業所の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 第三十一条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定短期入所生活介護事業所 当該ユニット型特別養護老人ホームの各ユニットの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>二 前号に該当しないユニット型指定短期入所生活介護事業所 各ユニットの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>(準用)</p> <p>第四十三条 第三十二条及び第三十七条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。</p> <p>(共生型短期入所生活介護の基準)</p> <p>第四十三条の二 条例第八十条の二に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 指定短期入所事業所(指定障害者支援施設が指定短期入所の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所をいう。以下この条において同じ。)の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数との合計数で除して得た面積が九・九平方メートル以上であること。</p> <p>二 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所</p>	<p>のである。</p> <p>② ユニット型指定短期入所生活介護事業所の居室は、家族や友人が来訪、宿泊して利用者と交流するのに適した個室であることから、これらの者ができる限り気軽に来訪、宿泊することができるよう配慮しなければならない。</p> <p>(11) 準用</p> <p>居宅条例第八十条の規定により、第五十二条、第五十三条、第五十六条、第五十九条から第六十一条まで、第六十三条及び第六十五条から第六十七条(第三条に係る部分を除く。)までの規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用されるものであるため、第三の八の3の(2)、(3)、(6)、(9)から(11)まで、(13)及び(15)から(17)までを参照されたい。</p> <p>5 共生型短期入所生活介護の基準</p> <p>共生型短期入所生活介護は、指定短期入所事業者(指定障害福祉サービス等基準条例百一条に規定する指定短期入所事業者をいい、障害者支援施設(障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。)の併設事業所及び空床利用型事業所において事業を行う者に限る。)が、要介護者に対して提供する指定短期入所生活介護をいうものであり、共生型短期入所生活介護事業所が満たすべき基準は、次のとおりであること。</p> <p>(1) 従業員の員数及び管理者(居宅条例第八十条の二、第八十条の三)</p> <p>① 従業者</p> <p>指定短期入所事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第九十七条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。)の従業者の員数が、共生型短期入所生活介護を受ける利用者(要介護者)の数を含めて当該指定</p>
--	--	--

<p>事業所として必要とされる数以上であること。</p> <p>三 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>(準用)</p> <p>第百八十条の三 第十一条の二、第十三条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条、第二十五条、第三十条、第三十三条から第三十五条まで、第三十六条から第三十八条（第二項を除く。）まで、第三十九条から第四十条まで、第五十一条、第百三条、第百九条、第百十条、第百四十六条及び第百四十八条並びに第四節（第百六十七条を除く。）の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十一条の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第三十三条第一項中「運営規程」とあるのは「運営規程（第百八十条の三において準用する第百五十一条に規定する運営規程をいう。第百八十条の三において準用する第百五十三条第一項において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第百三条第三項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第百四十八条第一項中「第百五十六条」とあるのは「第百八十条の三において準用する第百五十六条」と、第百五十三条第一項、第百五十五条第三項、第百五十六条第一項及び第百六十三条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第百六十六条第二項第二号中「次条</p>	<p>事業所として必要とされる数以上であること。</p> <p>三 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>(準用)</p> <p>第四十三条の三 第四条、第四条の三及び第十九条の二の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第四条の三第一項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第十九条の二第一項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>短期入所事業所の利用者の数とした場合に、当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。</p> <p>② 管理者</p> <p>指定短期入所生活介護の場合と同趣旨であるため、第三の八の1の(6)を参照されたい。なお、共生型短期入所生活介護事業所の管理者と指定短期入所事業所の管理者を兼務することは差し支えないこと。</p> <p>(2) 設備に関する基準（居宅条例第百八十条の二）</p> <p>指定短期入所事業所の居室の面積が当該指定短期入所事業所の利用者（障害者及び障害児）の数と共生型短期入所生活介護の利用者（要介護者）の数の合計数で序して得た面積が九・九平方メートル以上であること。</p> <p>その他の設備については、指定短期入所事業所として満たすべき設備基準を満たしていれば足りるものであること。</p> <p>なお、当該設備については、共生型サービスは要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、要介護者、障害者または障害児がそれぞれ利用する設備を区切る河辺、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。</p> <p>(3) 指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から、指定短期入所事業所が要介護者の支援を行う上で、必要な技術的助言を受けていること。（居宅規則第四十三条の二第三号）</p> <p>(4) 運営等に関する基準（居宅条例第百八十条の三）</p> <p>居宅条例第百八十条の三の規定により、第十一条の二、第十三条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条、第二十五条、第三十条、第三十三条から第三十五条まで、第三十六条から第三十八条（第二項を除く。）まで、第三十九条から第四十条まで、第五十一条、第百三条、第百九条、第百十条、第百四十六条及び第百四十八条並びに第四節（第百六十七条を除く。）の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用されるものであるため、第三の一の3の(7)、(9)から(13)まで、(16)、(18)、(21)、(24)、(25)及び(27)から(32)まで（(29)の②を除く。）、第三の二の3の(1)及び第三の六の3の(2)、(6)及び(7)並びに第三の八の3の(1)から(16)までを参照されたいこと。</p> <p>この場合において、準用される居宅条例第百五十一条第三号及び第百六十四条の規定について、指定共生型短期入所生活介護の利用定員は、指定短期入所の事業の専用の居室のベッド数と同数とすること。つまり、指定短期入所事業所が、併設事業所の場合は指定短期入所の専用の用に供される居室のベッド数、空床利用型事業所の場合は指定障害者支援施設の居室のベッド数となること。例え</p>
---	--	---

\* 本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準条例を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>において準用する第二十三条第二項」とあるのは「第二十三条第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第三十条」とあるのは「第三十条」と、同項第五号中「次条において準用する第三十七条第二項」とあるのは「第三十七条第二項」と、同項第六号中「次条において準用する第三十九条第一項」とあるのは「第三十九条第一項」と読み替えるものとする。</p> <p>第七節 基準該当短期入所生活介護に関する基準 (指定通所介護事業所等との併設)</p> <p>第百八十一条 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。)は、指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)、指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第五十二条第一項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。)若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は社会福祉施設(以下「指定通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。</p> <p>(従業者の配置の基準)</p> <p>第百八十二条 基準該当短期入所生活介護事業者は、各基準該当短期入所生活介護事業所において、次に掲げる従業者(以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。)を規則で定める基準により置かなければならない。</p> <p>一 生活相談員 二 介護職員又は看護職員</p> <p>三 栄養士 四 機能訓練指導員 五 調理員その他の従業者</p>	<p>(基準該当短期入所生活介護に係る従業者の配置の基準)</p> <p>第四十四条 条例第百八十二条第一項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる短期入所生活介護従業者(同項に規定する短期入所生活介護従業者をいう。以下この条において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営が見込まれる場合であって、利用者(条例第百八十四条第一項に規定する利用者をいう。以下この条及び第四十六条において同じ。)の処遇に支障がないときは、第三号の栄養士を置かないことができる。</p> <p>一 生活相談員 一人以上 二 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上 三 栄養士 一人以上 四 機能訓練指導員 一人以上 五 調理員その他の従業者 当該基準該当短期入所生活介護事業所の実情に応じた適當数</p> <p>2 前項第二号の利用者の数は、前年度の平均数を用いるものとする。ただし、新規に基準該当短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数に</p>	<p>ば、併設事業所で定員二十人という場合、要介護者と障害者及び障害児とを合わせて二十人という意味であり、利用日によって、要介護者が十人、障害者及び障害児が十人であっても、要介護者が五人、障害者及び障害児が十五人であっても、差し支えないこと。</p> <p>(5) その他の共生型サービスについて 訪問介護と同様であるので、第三の一の4の(5)を参照されたい。</p> <p>6 基準該当短期入所生活介護に関する基準</p> <p>(1) 基準該当短期入所生活介護事業所は、指定通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は社会福祉施設に併設しなければならないこととされているが、ここにいう社会福祉施設とは、社会福祉法第六十二条にいう社会福祉施設を指すものであること。</p> <p>(2) 従業員の員数及び管理者 医師の配置が不要であること、居宅規則第四十四条第五項にいう従業者の員数の確保に関するものを除けば、いわゆる単独型の指定短期入所生活介護事業所の基準と同様であり、第三の八の1の(2)から(6)までを参照されたい。なお、医師を配置しない基準該当短期入所生活介護事業所にあっても、協力医療機関及び主治医と連携することにより、適切なサービス提供体制を確保すること。</p>
--	--	---

\*本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準条例を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>2 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第百六十五条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第百六十六条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。</p> <p>(管理者)</p> <p>第百八十三条 基準該当短期入所生活介護事業者は、各基準該当短期入所生活介護事業所において基準該当短期入所生活介護事業所を管理する者（以下この条において「管理者」という。）を置かなければならない。</p> <p>2 管理者は、専ら当該基準該当短期入所生活介護事業所の管理に係る職務に従事しなければならない。ただし、当該基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第百八十四条 基準該当短期入所生活介護事業所の利用定員（当該基準該当短期入所生活介護事業所において同時に基準該当短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合は、当該事業所における基準該当短期入所生活介護又は基準該当介護予防短期入所生活介護の利用者をいう。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）等は、規則で定める基準を満たさなければならない。</p> <p>2 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第百六十八条第一項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。</p> <p>(設備及び備品等)</p>	<p>よるものとする。</p> <p>3 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とする。</p> <p>4 第一項第四号の機能訓練指導員は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができる。</p> <p>5 基準該当短期入所生活介護事業者は、法律に規定する指定通所介護事業所等として必要な数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる短期入所生活介護従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数を置くこととする。</p> <p>(基準該当短期入所生活介護に係る利用定員等の基準)</p> <p>第四十五条 条例第百八十四条第一項に規定する規則で定める基準は、二十人未満とし、基準該当短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けることとする。</p> <p>(基準該当短期入所生活介護に係る設備の基準)</p>	<p>(3) 設備に関する基準</p>
---	--	---------------------

\* 本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準条例を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>第百八十五条 基準該当短期入所生活介護事業所は、次に掲げる設備を規則で定める基準により設けるとともに、基準該当短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、指定通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定通所介護事業所等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の効率的な運営が見込まれる場合であって、かつ、当該指定通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備（居室を除く。）を設けないことができる。</p> <p>一 居室</p> <p>二 食堂</p> <p>三 機能訓練室</p> <p>四 浴室</p> <p>五 便所</p> <p>六 洗面所</p> <p>七 静養室</p> <p>八 面接室</p> <p>九 介護職員室</p> <p>2 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第百六十九条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。</p> <p>（指定通所介護事業所等との連携）</p> <p>第百八十六条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護の提供に際し、常に指定通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p> <p>（準用）</p> <p>第百八十七条 第十一条の二、第十三条から第十七</p>	<p>第四十六条 条例第百八十五条第一項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 居室</p> <p>イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。</p> <p>ロ 利用者一人当たりの床面積は、七・四三平方メートル以上とすること。</p> <p>ハ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。</p> <p>二 食堂及び機能訓練室</p> <p>それぞれ必要な広さを有するものとし、合計した面積は、三平方メートルに利用定員（条例第百八十四条第一項に規定する利用定員をいう。）を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供及び機能訓練を行う場合において、当該食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。</p> <p>三 浴室</p> <p>身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。</p> <p>四 便所</p> <p>身体の不自由な者の使用に適したものとすること。</p> <p>五 洗面所</p> <p>身体の不自由な者の使用に適したものとすること。</p> <p>2 基準該当短期入所生活介護事業所の廊下の幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものでなければならない。</p> <p>（準用）</p> <p>第四十七条 第四条、第四条の三、第十九条の二及</p>	<p>① 併設の指定通所介護事業所等の施設との設備の兼用が居室を除き可能であること、利用者一人当たりの床面積に関する基準が異なること、廊下は車椅子での円滑な移動が可能な廊下幅であればよいこと等、指定短期入所生活介護の基準との相違点に留意すること。</p> <p>② 基準該当短期入所生活介護における利用者一人当たりの床面積については七・四三平方メートル以上とされているところであるが、基準該当サービスは特別区及び市町村が必要と認める場合にのみ給付の対象となるサービスであり、指定事業者によるサービス提供が地域の需要を満たしている場合は給付の対象とならないことがあり得るので、基準該当短期入所生活介護の事業を行おうとする場合は当該市区町村の意向をあらかじめ確認するとともに、利用者の適切な処遇確保の観点から良好な居住環境の実現や居室面積の確保に留意すること。</p> <p>③ 居宅条例の施行の際現に存する老人短期入所事業を行っている施設若しくは老人短期入所施設（基本的な設備が完成されているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）又は老人短期入所事業に相当する事業の用に供する施設若しくは老人短期入所施設に相当する施設（この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、設備基準のうち一の居室の定員に関する基準（四人以下）、利用者一人当たりの床面積に関する基準（一〇・六五平方メートル以上）、食堂及び機能訓練室の面積に関する基準（三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上）を適用しないものである。（居宅規則附則第三号による経過措置）</p> <p>（4）運営に関する基準</p> <p>居宅条例第百八十七条の規定により、居宅</p>
--	--	---

\*本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準条例を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>条まで、第二十条、第二十三条、第二十五条、第三十条、第三十三条から第三十五条まで、第三十六条、第三十七条（第四項を除く。）、第三十八条（第二項を除く。）から第四十条まで、第五十一条、第百三条、第百九条、第百十条及び第百四十六条並びに第四節（第百五十四条第一項及び第百六十七条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十一条の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第二十三条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十五条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第三十三条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第百三条第三項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第百五十四条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第百六十条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第百六十四条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第百六十六条第二項第二号中「次条において準用する第二十三条第二項」とあるのは「第二十三条第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第三十条」とあるのは「第三十条」と、同項第五号中「次条において準用する第三十七条第二項」とあるのは「第三十七条第二項」と、同項第六号中「次条において準用する第三十九条第一項」とあるのは「第三十九条第一項」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第十四章 雑則 (電磁的記録等)</p> <p>第二百七十六条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十五条第一項（第四十一条の三、第四十六条、第五十八条、第六十二条、第七十八条、第八十八条、第九十七条、第百十二条、第百十四条、第百三十四条、第百四十五条、第百六十七条（第百八十条において準用する場合を含む。）、第百八十条の三、第百八十七条、第二百三条（第二百五条</p>	<p>び第三十四条から第三十六条までの規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第四条の三第一項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第十九条の二第一項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>条例第十一条の二、第十三条から第十七条まで、第二十条、第二十三条、第二十五条、第三十条、第三十三条から第三十五条まで、第三十六条、第三十七条（第四項を除く。）、第三十八条（第二項を除く。）から第四十条まで、第五十一条、第百三条、第百九条、第百十条及び第百四十六条並びに第四節（第百五十四条第一項及び第百六十七条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業に準用されるものであるため、第三の一の三の(7)、(9)から(12)まで、(16)、(18)、(21)、(24)、(25)及び(27)から(32)まで（(29)の②を除く。）、第三の二の三の(1)、第三の六の三の(2)、(6)及び(7)並びに第三の八の三の(1)から(16)までを参照されたい。この場合において、準用される居宅条例第百五十四条第二項の規定は、基準該当短期入所生活介護事業者が利用者から受領する利用料について、当該サービスが結果的に保険給付の対象となる場合もならない場合も、特例居宅介護サービス費を算定するための基準となる費用の額（一〇〇分の九〇、一〇〇分の八〇又は一〇〇分の七〇を乗ずる前の額）との間に不合理な差額が生じることを禁ずることにより、結果的に保険給付の対象となるサービスの利用料と、保険給付の対象とならないサービスの利用料との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けることを禁止する趣旨である。</p> <p>なお、当該事業所による短期入所生活介護が複数の区市町村において基準該当短期入所生活介護と認められる場合には、利用者の住所地によって利用料が異なることは認められないものである。</p> <p>また、準用される居宅条例第百六十四条第二項中「静養室」を「静養室等」と読み替える規定は、床面積が七・四三平方メートル以上確保されている場合には、静養室以外においても基準該当短期入所生活介護を行うことができるものであり、このこと以外は、第三の八の三の(14)を準用する。</p> <p>第五 雑則</p> <p>1 電磁的記録について</p> <p>居宅条例第二百七十六条第一項及び予防条例第二百六十六条第一項は、指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者等（以下「事業者等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この条例で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものである。</p> <p>(1) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。</p> <p>(2) 電磁的記録による保存は、以下のいずれか</p>
--	--	---

\* 本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準条例を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>において準用する場合を含む。)、第二百三十六 条、第二百四十七条、第二百六十二条、第二百六 十四条及び第二百七十五条において準用する場 合を含む。)、第二百二十四条第一項(第二百四十 七条において準用する場合を含む。))及び次項に 規定するものを除く。))については、書面に代え て、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁 氣的方式その他人の知覚によっては認識するこ とができない方式で作られる記録であって、電子 計算機による情報処理の用に供されるものをい う。))により行うことができる。</p> <p>2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービ スの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、 締結その他これらに類するもの(以下「交付等」 という。))のうち、この条例において書面で行うこ とが規定されている又は想定されるものについ ては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に 代えて、電磁的方法(電子的方法、磁氣的な方法そ の他人の知覚によって認識することができない 方法をいう。))によることができる。</p>		<p>の方法によること。</p> <p>① 作成された電磁的記録を事業者等の使用 に係る電子計算機に備えられたファイル 又は磁気ディスク等をもって調製する ファイルにより保存する方法</p> <p>② 書面に記載されている事項をスキャナ 等により読み取ってできた電磁的記録を 事業者等の使用に係る電子計算機に備え られたファイル又は磁気ディスク等をも って調製するファイルにより保存する方 法</p> <p>(3) その他、居宅条例第二百七十六条第一項及 び予防条例第二百六十六条第一項において 電磁的記録により行うことができるとされ ているものは、(1)及び(2)に準じた方法によ ること。</p> <p>(4) また、電磁的記録により行う場合は、個人 情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関 係事業者における個人情報の適切な取扱い のためのガイダンス」及び厚生労働省「医療 情報システムの安全管理に関するガイドラ イン」等を遵守すること。</p> <p>2 電磁的方法について</p> <p>居宅条例第二百七十六条第二項及び予防条 例第二百六十六条第二項は、利用者及びその家 族等(以下「利用者等」という。))の利便性向上 並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、 事業者等は、書面で行うことが規定されている 又は想定される交付等(交付、説明、同意、承 諾、締結その他これに類するものをいう。))につ いて、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に 掲げる電磁的方法によることができることと したものである。</p> <p>(1) 電磁的方法による交付は、居宅条例第十二 条第二項から第四項まで及び予防条例第五 十二条の三第二項から第四項までの規定に 準じた方法によること。</p> <p>(2) 電磁的方法による同意は、例えば電子メー ルにより利用者等が同意の意思表示をした 場合等が考えられること。なお、「押印につ いてのQ&amp;A(令和二年六月十九日内閣府・法 務省・経済産業省)」を参考にすること。</p> <p>(3) 電磁的方法による締結は、利用者等・事業 者等との間の契約関係を明確にする観点から、 書面における署名又は記名・押印に代えて、 電子署名を活用することが望ましいこと。な お、「押印についてのQ&amp;A(令和二年六月十 九日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考に すること。</p> <p>(4) その他、居宅条例第二百七十六条第二項及 び予防条例第二百六十六条第二項において 電磁的方法によることができるとされてい るものは、(1)から(3)までに準じた方法によ ること。ただし、居宅条例若しくは予防条例 又はこの通知の規定により電磁的方法の定 めがあるものについては、当該定めに従うこ と。</p> <p>(5) また、電磁的方法による場合は、個人情報</p>
---	--	---

<p>(委任)</p> <p>第二百七十七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 平成十二年四月一日前から存する老人短期入所事業（介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第二十条による改正前の老人福祉法（以下この項において「旧老人福祉法」という。）第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業をいう。）の用に専ら供する施設又は老人短期入所施設（旧老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設をいう。）（いずれの施設においても基本的な設備が完成されているものを含み、同日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第百五十条第四項の規定は適用しない。</p> <p>3 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号。以下「平成十三年医療法施行規則等改正省令」という。）附則第三条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、同条の規定の適用を受ける病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下としなければならない。</p> <p>4 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第六条の規定の適用を受ける病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、利用者一人につき六・四平方メートル以上としなければならない。</p> <p>5 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十一条の規定の適用を受けるものについては、同条の規定にかかわらず、機能訓練室は、内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 平成十二年四月一日前から存する老人短期入所事業（介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第二十条の規定による改正前の老人福祉法（以下この項において「旧老人福祉法」という。）第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業をいう。次項において同じ。）の用に専ら供する施設又は老人短期入所施設（旧老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設をいう。次項において同じ。）（いずれの施設においても基本的な設備が完成されているものを含み、同日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第三十三条第五項第一号イ及びロ並びに同項第二号（ただし書を除く。）の規定は適用しない。</p> <p>3 平成十二年四月一日前から存する老人短期入所事業の用に専ら供する施設若しくは老人短期入所施設（いずれの施設においても基本的な設備が完成されているものを含み、同日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）又は老人短期入所事業に相当する事業の用に供する施設若しくは老人短期入所施設に相当する施設（いずれの施設においても同日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）であって、基準該当短期入所生活介護の提供に支障がないと認められるものについては、第四十六条第一項第一号イ及びロ並びに同項第二号（ただし書を除く。）の規定は適用しない。</p> <p>4 第四十八条の規定にかかわらず、当分の間、医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号。以下「平成十三年医療法施行規則等改正省令」という。）附則第三十五条第三項の規定の適用を受ける老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員の員数は、常勤換算方法で、当該老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数（以下「老人性認知症疾患療養病棟入院患者数」という。）が四又はその端数を増すごとに一以上とする。ただし、そのうち、老人性認知症疾患療養病棟入院患者数を四で除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満</p>	<p>保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>別表一 別表二 別表三</p> <p>附 則 この要領は、平成二十五年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（二六福保高介第七六三号） この要領は、平成二十六年九月十二日から施行する。</p> <p>附 則（二六福保高介第一七八八号） この要領は、平成二十七年四月一日から施行する。</p> <p>ただし、第三の一の3の(2)②「利用料その他費用の額」における「二割負担」の規定、(14)「利用料等の受領」①における「二割」及び「八割」の規定、4の(5)「運営に関する基準」における「一〇〇分の八〇」の規定、第三の二の4の(4)「運営に関する基準」における「一〇〇分の八〇」の規定、第三の六の4の(3)「運営に関する基準」における「一〇〇分の八〇」の規定、第三の八の5の(4)「運営に関する基準」における「一〇〇分の八〇」の規定、第三の一の3の(1)①「指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額」における「二割負担」の規定、4の(2)「準用」における「一〇〇分の八〇」の規定は、平成二十七年八月一日から適用する。</p> <p>附 則（二七福保高介第一七八八号） この要領は、平成二十八年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（三〇福保高介第五九号） この要領は、平成三十年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（三〇福保高介第九七〇号） この要領は、平成三〇年八月一日から施行する。</p> <p>附 則（三福保高介第一二八号） この要領は、令和三年四月一日から施行する。</p>
---	---	--

\*本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準条例を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>6 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十二條の規定の適用を受けるものに係る食堂及び浴室については、同條の規定にかかわらず、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>一 食堂は、内法による測定で、療養病床における利用者一人につき一平方メートル以上の床面積を有すること。</p> <p>二 浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。</p> <p>7 平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第四條に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による診療所旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、同條の規定の適用を受ける病室を有するものについては、同條の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下としなければならない。</p> <p>8 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第七條の規定の適用を受ける病室を有するものについては、同條の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、利用者一人につき六・四平方メートル以上としなければならない。</p> <p>9 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十四條の規定の適用を受けるものに係る食堂及び浴室については、同條の規定にかかわらず、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>一 食堂は、内法による測定で、療養病床における利用者一人につき一平方メートル以上の床面積を有すること。</p> <p>二 浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。</p> <p>10 平成十一年四月一日前から存する有料老人ホームであって、次のいずれにも該当するものとして別に厚生労働大臣が定めるものにあつては、第二百九條第三項又は第二百四十一條第三項の規定にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができる。</p> <p>一 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム（老人福祉法第二十條の五に規定する特別養護老人ホームをいう。）又は軽費老人ホーム（同法第二十條の六に規定する軽費老人ホームをいう。附則第十四項において同じ。）（以下「養護老人ホーム等」という。）を併設しており、入所者が当該養護老人ホーム等の浴室及び食堂を利用することができるものであること。</p> <p>二 入所定員が五十人未満であること。</p> <p>三 入所者から支払を受ける家賃並びに管理費及び運営費の合計額（以下「家賃等」という。）が比較的低廉であること。</p>	<p>たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）から老人性認知症疾患療養病棟入院患者数を五で除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる。</p> <p>5 第四十九條の規定にかかわらず、当分の間、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第三十六條の規定の適用を受ける老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の床面積は、入院患者一人につき六・〇平方メートルとする。</p> <p>6 平成十五年四月一日前から法第四十一條第一項に規定する指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所（同日以降に増築され、又は改築された部分を除く。）であつて、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第二十八号）による改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第九章第五節（第四百十條の四第六項第一号ロ（2）を除く。）に規定する基準を満たすものにおける第三十八條第五項第一号イ（2）の規定の適用については、同規定中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員（条例第七十條第四項第二号に規定する利用定員をいう。次項及び第四十二條において同じ。）を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。</p> <p>7 介護保険法の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）附則第十條第一項の規定により指定特定施設入居者生活介護事業者とみなされた者が指定特定施設入居者生活介護の事業を行う指定特定施設の介護居室であつて、平成十八年四月一日に現に定員四人以下であるものについては、第五十八條第二項第一号イ及び第六十二條第二項第一号イの規定は適用しない。</p> <p>8 平成十八年四月一日前から存する養護老人ホームである指定特定施設（同日において建築中のものを含む。）については、第六十二條第二項第一号イの規定は適用しない。</p> <p>9 平成十八年四月一日前から存する養護老人ホームである指定特定施設については、平成十九年三月三十一日までの間に第六十二條第二項第一号ホに規定する非常通報装置若しくはこれに代わる設備又は同項第三号に規定する非常用設備を設置する旨の計画が策定されている場合は、同項第一号ホ及び同項第三号の規定は、当分の間、適用しない。</p> <p>10 条例附則第十四項に規定する規則で定めるその他の病床は、医療法第七條第二項に規定する療養病床若しくは一般病床又は老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等一部改正法附則百三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四條第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。）の病床とする。</p>	
---	--	--

\* 本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準条例を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>四 入所者から利用料、第二百二十六条第三項に規定する規則で定める費用及び家賃等以外の金品（一定期間の経過後又は退所時に全額返還することを条件として入所時に支払を受ける金銭を除く。）の支払を受けないこと。</p> <p>11 平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第八条の規定の適用を受ける病院内の病室に隣接する廊下（平成十三年医療法施行規則等改正省令第十二条の規定による改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）附則第九条の規定の適用を受ける場合を除く。）の幅は、内法による測定で一・二メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で一・六メートルとしなければならない。</p> <p>12 平成十五年四月一日前から存する指定短期入所生活介護事業所（同日以降に建物の規模又は構造を変更したものを除く。）は、指定短期入所生活介護事業所であってユニット型指定短期入所生活介護事業所でないものとみなす。ただし、当該指定短期入所生活介護事業所が、第九章第二節及び第五節に規定する基準を満たし、かつ、その旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。</p> <p>13 平成十七年十月一日前から存する指定短期入所療養介護事業所（同日以降に建物の規模又は構造を変更したものを除く。）は、指定短期入所療養介護事業所であってユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものとみなす。ただし、当該指定短期入所療養介護事業所が、第十章第二節及び第五節に規定する基準を満たし、かつ、その旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。</p> <p>14 療養病床その他の病床で規則で定めるもの（以下「療養病床等」という。）を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項及び附則第十六項において同じ。）を行って指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、第二百十七条の規定にかかわらず、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>一 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。</p> <p>二 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数</p>	<p>附 則（令和三年規則第七十号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、令和三年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 施行日以降、当分の間、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（令和三年東京都条例第二十四号）による改正後の東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百十一号）第七十条第四項第二号の規定に基づき利用定員が十二人を超えるユニットを整備するユニット型指定短期入所生活介護事業者は、この規則による改正後の東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則第三十一条第一項第三号及び第四十条の基準を満たすほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。</p>	
---	---	--

\* 本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準条例を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>15 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、第二百三十九条の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。</p> <p>16 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、第二百十九条及び第二百四十一条の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。</p> <p>附 則 (平成二十五年条例第七十一号) この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二十六年条例第五十四号) この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二十六年条例第百六十四号) この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二十七年条例第八十一号) この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二十八年条例第七十二号) この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成三十年条例第五十五号) 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二百五十五条第一号の改正規定は、平成三十年十月一日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の際、現に介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われるこの条例による改正前の東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（以下この項において「旧条例」という。）第八十九条に規定する指定居宅療養管理指導（以下この項において単に「指定居宅療養管理指導」という。）のうち、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。）が行う指定居宅療養管理指導については、旧条例第八十九条から第九十一条まで及び第九十五条第三項の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。</p> <p>附 則 (令和三年条例第二十四号)</p>		
---	--	--

\* 本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準条例を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和三年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 施行日から令和六年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第三条第三項及び第三十九条の二（新条例第四十一条の三、第四十六条、第五十八条、第六十二条、第七十八条、第八十八条、第九十七条、第一百十二条、第一百十四条、第一百三十四条、第一百四十五条、第一百六十七条（新条例第一百八十条において準用する場合を含む。）、第一百八十条の三、第一百八十七条、第二百三条（新条例第二百十五条において準用する場合を含む。）、第二百三十六條、第二百四十七条、第二百六十二条、第二百六十四条及び第二百七十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、新条例第九条（新条例第四十一条の三及び第四十六条において準用する場合を含む。）、第五十二条（新条例第六十二条において準用する場合を含む。）、第六十七条、第八十二条、第九十二条、第一百条（新条例第一百四十四条及び第一百三十四条において準用する場合を含む。）、第一百三十九条、第一百五十一条（新条例第一百八十条の三及び第一百八十七条において準用する場合を含む。）、第一百七十二条、第一百九十一条、第二百七条、第二百二十一条、第二百四十二条及び第二百五十二条（新条例第二百六十四条及び第二百七十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めるよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）に」とする。</p> <p>3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第十一条の二（新条例第四十一条の三、第四十六条、第五十八条、第六十二条、第七十八条、第八十八条、第九十七条、第一百十二条、第一百十四条、第一百三十四条、第一百四十五条、第一百六十七条（新条例第一百八十条において準用する場合を含む。）、第一百八十条の三、第一百八十七条、第二百三条（新条例第二百十五条において準用する場合を含む。）、第二百三十六條、第二百四十七条、第二百六十二条、第二百六十四条及び第二百七十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第十一条の二第一項中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、同条第二項中「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。</p> <p>4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第三十二条第三項（新条例第四十一条の三、第四十六条、第五十八条、第六十二条、第七十八条、第八十八条、第九十七条及び第二百七十五条</p>		
--	--	--

\* 本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準条例を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>において準用する場合を含む。)、第九十九条第二項 (新条例第一百零四条、第一百三十四条、第六十七条 (新条例第八十条において準用する場合を含む。)、第八十条の三、第八十七条、第二百三十六條及び第二百四十七條において準用する場合を含む。)、第四十三條第二項 (新条例第二百三條 (新条例第二百五條において準用する場合を含む。)) において準用する場合を含む。)) 及び第二百五十九條第六項 (新条例第二百六十四條において準用する場合を含む。)) の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。</p> <p>5 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第五十二條の二第三項 (新条例第六十二條において準用する場合を含む。)、第三十三條第三項 (新条例第一百零四条、第一百三十四条、第四十五條、第六十七條、第八十条の三、第八十七條及び第二百三條において準用する場合を含む。)、第七十三條第四項、第二百八條第四項及び第二百三十一條第四項 (新条例第二百四十七條において準用する場合を含む。)) の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。</p> <p>6 この条例の施行の際現に存する建物 (基本的な設備が完成しているものを含み、施行日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。) の居室については、この条例による改正前の東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第七十條第四項第四号の規定は、施行日以後もなおその効力を有する。</p>		
--	--	--